

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------------------|
| 45 | 防災集団移転促進事業補助金の交付に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

女川町は、防災集団移転促進事業補助金の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県牡鹿郡女川町長

公表日

平成27年3月30日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 防災集団移転促進事業補助金の交付に関する事務 |
| ②事務の概要 | 女川町防災集団移転促進事業補助金交付要綱(平成24年12月10日訓令甲第51号)に基づく交付対象者に対し、補助金の交付を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①住民の個人情報や世帯情報の確認 ②防災集団移転促進事業補助金の交付状況の管理 ③被災者情報の照会・提供 |
| ③システムの名称 | 災害支援制度管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 災害支援制度管理ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一第36の2項 ②災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号) 第90条の2、第90条の3、第90条の4 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 生活支援課 |
| ②所属長 | 生活支援課長 今村 等 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒986-2261 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川136番地 女川町役場 電話 0225-54-3131 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒986-2261 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川136番地 女川町役場 電話 0225-54-3131 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年2月28日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年2月28日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

